

○飯塚市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱

平成25年7月22日

飯塚市告示第218号

改正 H27-141

(趣旨)

第1条 この告示は、保育士その他保育所に勤務する職員(以下「保育士等」という。)の人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む保育所(認定こども園の幼保連携型施設を構成する保育所を含む。以下同じ。)に保育士の確保を進めることを目的とする補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第24号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙の保育士等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき実施する事業とする。

(H27-141全改)

(補助金の額の算定方法)

第3条 補助金の額は、平成26年度保育緊急確保事業費補助金の国庫補助について(平成26年5月29日府政共生第383号内閣府事務次官通知)別紙の平成26年度保育緊急確保事業費補助金交付要綱により算出した額の合計額を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(H27-141全改)

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年4月14日 告示第141号)

この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。